訪看ふじみ便り

平成２６年１０月　訪問看護ステーションふじみ　０４９－２５１－６８６８　NO．１８

秋風が冷たく感じられる今日この頃ですね。

今、気になる感染症！

デング熱

デング熱はデングウイルスによる感染症で、蚊によって人から人へと感染します。デングウイルスをもつ蚊は、空き缶などに溜まった水でも発生する為、都会で流行する事も多いです。
「デング」はスペイン語のダンディが語源とされ背中の辺りの激痛にのけぞる姿がダンディな人が気取って歩く姿に似ていることからその名がつけられたそうです。
全く症状が出ない人もいる一方で、かなりの激痛に苦しむ人もいます。

どうやってうつる？

主にウイルスを持っているネッタイシマカ（日本に常在していません）やヒトスジシマカ（日本のほとんどの地域にみられる）などに刺されることで感染します。

症　状

感染してから２～１５日（通常２～７日）症状のない期間があった後、38～40℃の発熱、激しい頭痛、関節炎、筋肉痛、発疹がみられます。この発疹は風疹と同じような小さな紅斑（こうはん）で、痒みや痛みはありません。熱が下がったあとに薄いアザが手足やわきの下にでることもあります。予後は比較的良好です。適切な治療がされないと、まれに重症化し致死性が高いそうです。

治　療・予防

特別な治療法はなく、症状に応じた治療が行われます。
ワクチンや予防する薬はありません。現在ワクチンの開発がすすめられています。
肌の露出を避ける、虫よけ薬など蚊に刺されないように注意しましょう。それが唯一の予防法です。

解熱鎮痛剤に注意！

デング熱の治療で厚生労働省は、市販の解熱剤や鎮痛剤にも含まれるアスピリンやイブプロフェン、ロキソニンなどは、デング熱が重症化した場合に使用すべきではないと注意喚起しています。デング熱が疑われる場合、安易に解熱剤を使用せず医療機関を受診しましょう。

＜注意する主な市販薬＞バファリン・ケロリン・イブ・ノーシンピュア・ナロンエース・セデスキュア等

風水害への備え

今年も、異常な大雨による洪水、土砂災害といった悲惨なニュースが目立ちます。富士見市には、荒川、新河岸川、柳瀬川があり、更にこの川が源流となる水路も多くみられます。日頃から水害に対して心構え、備えをしましょう。

風水害の気象情報について学ぼう！

各地域の住民に注意を呼びかけ、災害による被害を最小限にくい止めることを目的として、「注意報」は災害が起こる恐れのある時に、「警報」は、重大な災害が起こるおそれのあるときに発表されます。
予報と注意報の細分区域は、富士見市、ふじみ野市、三芳町は、**埼玉県南中部**にあたります。

避難情報・警報・伝達

高

緊急の度合い

低

避難情報の種類	市からの呼びかけの内容（例）	とるべき行動
避難指示 市に対する避難命令を行なうものです。	「〇〇川の堤防が〇〇で決壊する危険があります。直ちに避難して下さい。」	避難所に直ちに避難しましょう。
避難勧告 市民に避難の開始を勧める発令です。	「〇〇川の堤防が決壊するおそれがありますので、避難所に避難をはじめて下さい。」	お互いに助け合って、避難所に,速やかに避難を始めましょう。自転車での避難は、できるだけやめましょう
避難準備情報 避難しなくてはならない状況になる可能性がある為その準備を促す発令です。	「〇〇地域の皆さん大雨・洪水警報が発令されました。」「〇〇川が増水しています。避難の準備をして下さい。」	いつでも避難できるように準備をしましょう。ラジオやテレビの放送、市役所からの広報に注意しましょう。高齢者や子供は早めに避難しましょう。

近くの避難所が浸水の状況により使用できない場合があります。
日頃から洪水避難所を確認しましょう。

災害時に備え準備をしましょう

＜災害時持ち出し品＞

これらを参考に、各自に合った準備をしましょう。

医療品	いつも飲んでいる薬 時々飲む薬（痛み止め・発作止め・便秘薬など） 普段使っている体につける薬（軟膏・湿布薬など） 必要な医療機器（充電式吸引器・吸引に必要な物品・酸素ボンベなど）
防災用品	懐中電灯・携帯ラジオ・乾電池 軍手 雨具（カッパなど） 布テープ・紙・油性マジック
日用品	タオル・バスタオル レジャーシート・毛布・新聞紙 ウェットティッシュ おむつ・お尻ふき・黒いゴミ袋 上着・下着 使い捨てマスク 歯ブラシ
非常食	レトルト食品（噛める硬さのもの） 飲用水
貴重品	緊急時連絡カード（訪問看護が作成したもの） 保険証・障害者手帳・介護保険証 通帳・印鑑 現金（小銭も入れておく）

災害時要援護者登録制度

富士見市では「災害が発生した時、支援が必要な高齢者や障がい者の方などに対して、安否確認や情報の提供、避難誘導など、地域での助け合いを進めるための仕組み」を地域の皆さんと共に作り上げていく為、このような制度をH24 度より開始しています。

＜登録対象者＞

自力避難が困難な、居宅で生活する下記に該当する方です。
（施設入所・病院に長期入院されている方は対象になりません）

①ひとり暮らし高齢者および高齢者のみ世帯の方
②日中ひとり暮らし高齢者および高齢者のみ世帯の方
③介護保険の要介護認定２以上を受けている方
④障がい者手帳を所持している方
⑤その他

＜登録方法＞

災害時要援護者の登録を希望され、地域の支援機関へ個人情報を提供される方は、『富士見市災害時要援護者登録申請書』に記入する必要があります。市役所福祉課・各出張所・富士見市社会福祉協議会の窓口に備え付けてあり、１枚の申請書において２名まで記入できます。

＜登録者への支援内容＞

平常時には

市が、地域の支援機関（民生員や消防団等）にご登録頂いた方の情報を伝えます。支援機関が、その方のお宅を訪問して、身体の状態、災害時における情報伝達の手段や避難支援の方法等について確認を行います。（個別計画の作成）

災害時には

地域における支援機関と避難支援者の協力で、自力避難が困難な方を、いち早く安全な場所に避難できるよう、支援を行います。

詳しくは富士見市役所にお問い合わせください。
富士見市市役所　健康福祉部　福祉課　地域福祉課
電話：０４９－２５１－２７６０（内線３３３・３３４）

避難所と避難経路の確認を

洪水ハザードマップには、避難所が示されています。災害時においては、状況に応じて危険な場所を避け、安全に避難できる避難所へ避難することになります。あらかじめ避難所を２カ所以上想定しましょう。

＜避難所への非難が難しい場合＞

浸水の状況により非難が困難な場合、また避難所までの移動が困難な方は、住居内のなるべく高いところ（例えば２階）へ避難し、救護を待つのも安全である場合があります。

福祉避難所とは？

高齢者や障がい者の方などで、一般の避難所では生活に支障があり、特別の配慮を必要とする避難者を受け入れる２次避難所です。介護するための施設などがある高齢者、障がい者福祉施設で、一般の避難所の状況を判断した上で開設されます。

＜富士見市指定福祉避難所一覧＞

富士見特別支援学校　みずほ学園　入間東部むさしの作業所　ケアセンターふじみ　老人福祉センター　特別養護老人ホームはるな苑　特別養護老人ホームむさしの　特別養護老人ホームこぶしの里　介護老人保健施設富士見の里葵の園・富士見

避難所に関するお問い合わせ
富士見市市役所　自治振興部　安心安全課
電話：０４９－２５１－２７１１（内線４４５）

以上簡単ではありますが、お役に立てればと思います。日頃から防災意識の向上を心がけましょう。